

老総発 0909 第 1 号
老高発 0909 第 1 号
老振発 0909 第 1 号
老老発 0909 第 1 号
平成 28 年 9 月 9 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部(局)殿
中核市

厚生労働省老健局総務課長
(公印省略)
高齢者支援課長
(公印省略)
振興課長
(公印省略)
老人保健課長
(公印省略)

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、介護保険施設等においては、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「介護保険施設等における防災対策の強化について」(平成24年4月20日老総発 0420 第1号、老高発 0420 第1号、老振発 0420 第1号、老老発 0420 第1号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発 0901 第3号、社援基発

0901 第1号、障障発 0901 第1号、老高発 0901 第1号)の各通知及び関係法令に基づき、介護保険施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下介護保険施設等へ周知いただくとともに、都道府県、市町村におかれては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。なお、下記1、2に記載する留意点については、下記3に記載する調査対象施設に加えて、通所系サービスも含めて対応いただく事項となりますので、都道府県におかれては、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

介護保険施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を介護保険施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備

えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成 28 年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、別添3～5の資料も参考としながら、各介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・ 介護保険施設等の立地条件(地形 等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時 等)
- ・ 避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等)
- ・ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間 等)
- ・ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等) 等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)
- ・ 関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必

要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。

非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力することとし、特に、地域密着型サービスにおいては、「運営推進会議」等において、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくこと。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて介護保険施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添3～5の資料を添付するので、併せて参考とすること。

3 点検及び指導・助言について

都道府県及び市町村は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、介護保険施設等における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県又は市町村において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))

(別添3)「防災ガイドBOOK(震災対応編)」(平成25年11月全国グループホーム連合会)

<http://gh-japan.net/pdf/disaster-prevention-guide.pdf>

(別添4)「土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル」(平成28年9月神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会)

(別添5)「高齢者施設における防災計画作成指針」(平成25年1月石川県健康福祉部)よりチェックシート等を抜粋

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi_287.html

調査項目案 (予定)

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・介護保険施設等の立地条件
 - ・災害に関する情報の入手方法
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・避難を開始する時期、判断基準
 - ・避難場所
 - ・避難経路
 - ・避難方法
 - ・災害時の人員体制、指揮系統
 - ・関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成 28 年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設

- ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設
- ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)
- ・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護
- ・通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス (宿泊サービス) (認知症対応型通所介護を含む)

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

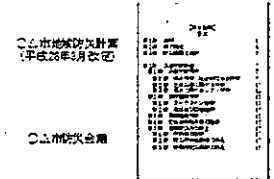
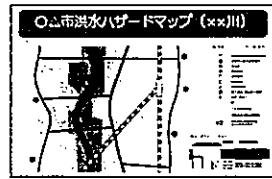
水害や土砂災害から命を守るために！

～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～

ステップ ①

施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。

- 市が作成しているハザードマップや地域防災計画を見て、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか等、施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。
- 市が指定している避難場所※1を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。
- ホームページ等で危険性や避難場所の確認ができない場合は、●●市までお問い合わせください。(裏面)



※1 災害種別ごとに異なりますので、ご注意ください。

ステップ ②

●●市から発令される避難情報※2について確認しましょう。

- 市から発令される避難情報には、以下のものがあります※3。

避難準備情報

避難勧告や避難指示を発令することが予想される場合

避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難指示

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

- 社会福祉施設などでは、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要することから、「避難準備情報」が発令されたら、避難を開始してください※4。

※2 避難情報の入手方法については、裏面をご確認ください。

※3 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。

※4 「避難準備情報」等が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

ステップ ③

もしもの時に備えて考えておきましょう。

- 例えば、以下のような状況も考えられることから、緊急的な対応について、事前に考えておきましょう。

例1:大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物(最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等)に移動しましょう。

例2:外出すら危険と思われる場合は、施設内のより安全と思われる部屋(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)に移動しましょう。

●●市からの防災情報

□●●市の防災ウェブサイト

http://www.●●●●●●●●

●●市内の防災情報について掲載しています。

なお、電子メールによる防災情報の配信サービスも行っておりますので、この機会にご登録ください。

<登録方法>

□防災無線や広報車等

防災無線や広報車等を使用し、情報をお伝えしています。

その他の機関からの防災情報

□●●県の防災ウェブサイト

http://www.●●●●●●●●

●●県内の防災情報について掲載しています。

□気象庁ホームページ

http://www.jma.go.jp

警報・注意報、台風情報、解析雨量など、気象庁が発表している防災気象情報を掲載しています。

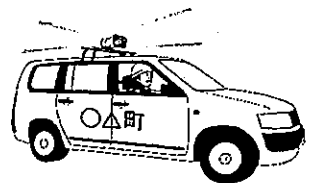
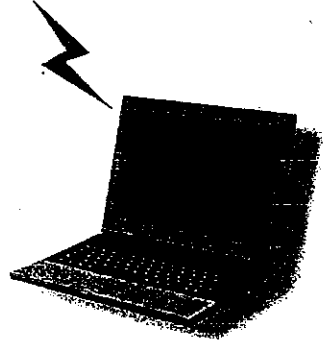
□国土交通省防災情報提供センター

http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/

警報・注意報、気象情報、河川情報、降水ナウキャスト等を掲載しています。

□テレビ

ニュースや天気予報番組だけでなく、データ放送では、気象情報や防災情報について常時放送しております。



【お問い合わせ先】 ●●市役所 ●●課 ●●係 電話：●●●-●●●-●●●●
(●●県庁 ●●課 ●●係 電話：●●●-●●●-●●●●)

(別添2)
事務連絡
平成28年9月2日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課

今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について（周知依頼）

平素より、社会福祉の推進につき、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、台風第10号に伴う暴風雨等による災害により、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて多数の入居者が亡くなるなど、各地で甚大な被害が発生しています。

こうした状況を受け、内閣府及び消防庁においては、今後も台風の上陸が予想されるとともに、これに伴い水害・土砂災害の発生のおそれがあることから、本日付け、別添のとおり、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の内容について、改めて周知を図るとともに、特に徹底すべき事項に関して、各都道府県防災担当主幹部局長あて事務連絡がなされたところです。

貴課におかれましても、当該事務連絡の内容について十分に御了知いただくとともに、管内市町村及び社会福祉施設等に対する周知を図るほか、災害発生の危険性が高まった場合には、各社会福祉施設等において適切な対応がとられるよう、積極的な情報提供・助言をお願いいたします。

事務連絡
平成 28 年 9 月 2 日

各都道府県防災担当主管部局長 殿

内閣府 政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）
消防庁 国民保護・防災部防災課長

今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について

平素より、政府の防災行政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 8 月 19 日付で通知した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）については、貴職を通じて市町村に周知していただいたところです。

今回の台風第10号による豪雨で、岩手県小本川が氾濫し、岩泉町の高齢者施設において9名が亡くなる等、甚大な被害が東北・北海道で発生しました。

今後も台風の上陸が予想されており、水害・土砂災害が発生するおそれがあることから、貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対して、ガイドラインを改めて周知いただくとともに、下記について特に徹底をはかっていただくようお願いいたします。

また、災害発生の危険性が高まった場合には、管内市町村において、適切な対応がとられるよう、積極的な情報提供・助言をお願いいたします。

なお、本事務連絡は現在の被害状況を踏まえて緊急的に発出するものであり、今後、地域の実情を踏まえた各市町村の警戒避難体制の確保状況については、改めて点検を要請する予定であることを申し添えます。

記

1. 気象警報等、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの防災気象情報等を収集し、住民等に対し早い段階から確実な情報提供を行うこと。
2. 避難場所については、避難勧告等発令時に円滑に避難できるよう、改めて事前に住民等に周知すること。

3. 避難勧告等については、気象情報、河川や海岸の水位情報、土砂災害警戒情報等を活用し、空振りを恐れず躊躇なく発令するとともに、そのために必要な助言を国の機関や都道府県に対して求めること。
4. 避難勧告等の伝達に当たっては、防災行政無線（戸別受信機を含む同報系）、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車・インターネット（ホームページ、SNS等）・コミュニティFMなどの多様な伝達手段を活用し、確実に伝達すること。
5. 避難勧告等の発令時に住民がとるべき適切な避難行動について、災害発生前から周知すること。さらに、避難勧告等の発令時にも、別紙を参照し、住民や関係施設に分かりやすく周知すること。

以上

(問合せ先)

内閣府(防災担当)付参事官（調査・企画担当）付

担当：多田、吉松

電話：03-3501-5693

消防庁国民保護・防災部防災課

担当：田中、和田

電話：03-5253-7525

【 ガイドライン P19 に二重下線を追記 】

表 1 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。</u> ・ 立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい（避難準備情報の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める）。 ・ 特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する</u>（ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である）。 ・ 小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・ 指定緊急避難場所への<u>立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）をとる。</u>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、<u>直ちに立ち退き避難する。</u> ・ 指定緊急避難場所への<u>立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。</u> ・ 津波災害から、立ち退き避難する。

【 ガイドライン P64 に二重下線を追記 】

<避難勧告等の伝達文の例（水位周知河川）>

1) 避難準備情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難準備情報を発令しました。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。

2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は、直ちに予め定めた避難行動をとってください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

3) 避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
- 〇〇地区で堤防から水があふれました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

防災ガイド BOOK (震災対応編)

あなたの事業所はどんなところにありますか？

万一の災害に対応して事前の備え及び災害時の行動について

このガイドブックを有効に活用しましょう

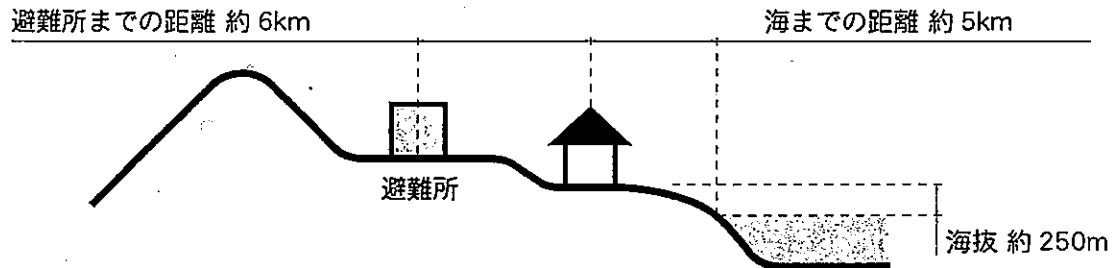
全国グループホーム団体連合会

平成25年11月 発行

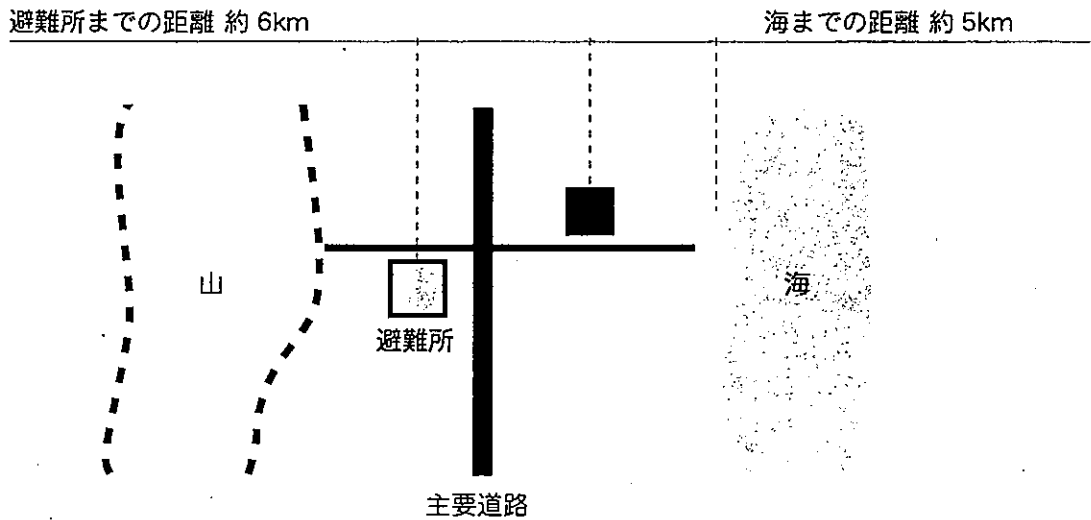
WORK1 あなたの事業所はどんなところにありますか？

あなたの事業所の特徴を知りましょう。(例1)

[断面図 例] 海沿いに事業所がある場合



[平面図 例]

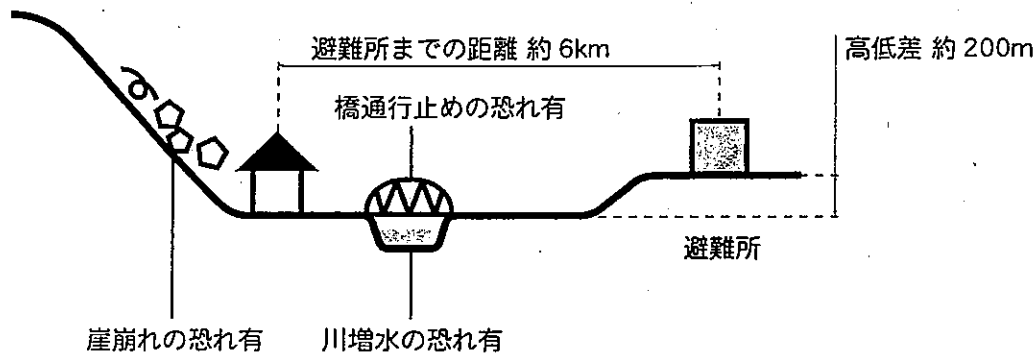


	数値	備考
海抜メートル	約 250m	
海までの距離	約 5km	海まで緩やかに下っている地形。
津波到達速までの時間	約 20 分	震度により到達時間に変化あり。
避難所までの距離	約 6km	途中に高低差あり。

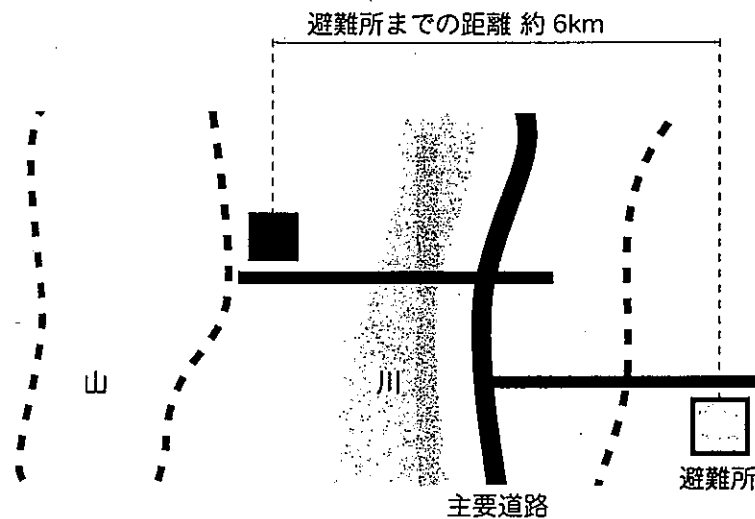
WORK1 あなたの事業所はどんなところにありますか？

あなたの事業所の特徴をしりましょう。(例2)

[断面図 例] 山沿いに事業所がある場合



[平面図 例]

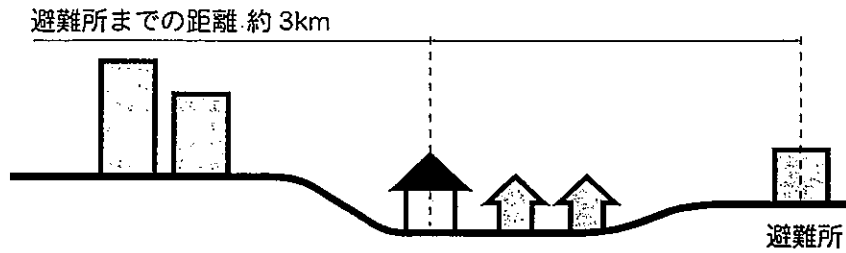


	数値	備考
川までの距離	約 1.5km	堤防整備済みだが、増水の可能性がある。
平常時の川の水位	約 0.5m	2.5m 上昇で橋通行止め。3.1m 上昇で氾濫危険水位。
避難所までの高低差	約 200m	地形のアップダウンにより移動に時間がかかる。
崖崩れ予想箇所	2カ所	裏山有り。大雨の時に崖崩れに注意。

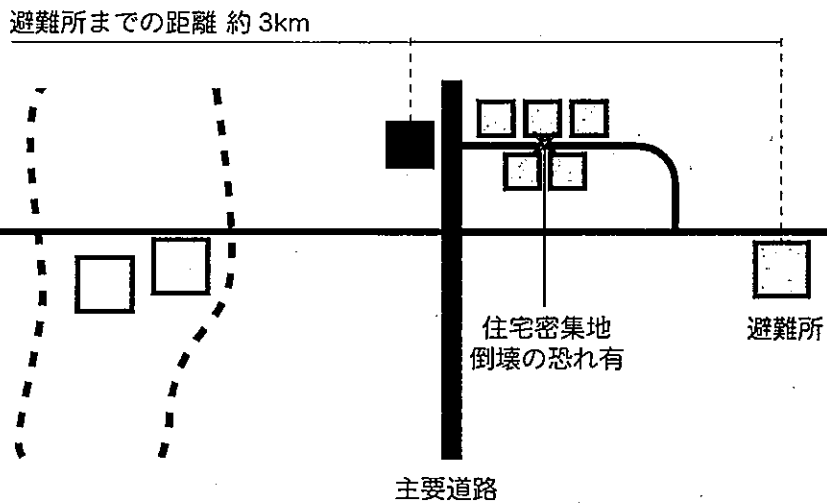
WORK1 あなたの事業所はどんなところにありますか？

あなたの事業所の特徴を知りましょう。(例3)

[断面図 例] 市街地に事業所がある場合



[平面図 例]



	数値	備考
住宅倒壊の恐れ		住宅密集地を避け、大きな道から避難所へ移動。
避難所までの距離	約 3km	移動中に道路渋滞の恐れあり。

WORK1 あなたの事業所はどんなところにありますか？

あなたの事業所の図を作成しましょう。(例1、2、3を参考に)

[断面図]

[平面図]

あなたの事業所の特徴を記入しましょう。

	数値	備考

WORK2 あなたの事業所はどんな建物で、どんな設備がありますか？

あなたの事業所の建物の図を作成しましょう。

[断面図]

あなたの事業所の建物の状態を記入しましょう。

	特徴	メンテナンス回数		特徴	メンテナンス回数
(例) 構造	鉄筋コンクリート	1回/年	非常口		/年
構造		/年	避難器具		/年
建築年数		/年	通報装置		/年
階段		/年	消火器		/年
耐震構造		/年			/年

WORK3 あなたの事業所はどのような状況ですか？

1. 利用者の状況、職員状況

	人数	備考
利用者(要支援)		
利用者(要介護)		車いす 人
スタッフ(常勤)		市内 人、市外 人
スタッフ(非常勤)		
近隣応援者		

4. 緊急応援体制の確定と人員確保（誰が、どのように実施しますか？）

誰が	どのように

5. 法人・地域・関係団体・行政等との連携と助け合い（誰が、どのように実施しますか？）

	誰が	どのように
法人		
地域		
関係団体		
行政		

6. 行動・活動はどのようにしますか？

《自力避難は困難な人への対応するには…》

誰が	どのように

WORK5 関係者の状況の把握方法を考えましょう。

	誰が	どのように把握するか
利用者の被災 利用者家族の被災		
職員の被災 職員家族の被災		
意志決定者の被災		
行政の被災		

WORK6 災害発生時からの動きを具体的に想定しておきましょう。

《発生直後》

	誰が	どのように把握するか
安全確保 火災の予防		
安全な場所への 避難誘導		
利用者・現場職員 の安全確認、報告		
応急救護		
通信手段の確保、 情報収集、提供		
医療機関連絡 搬送		
事業所被害状況 確認		

《発生当日》

	誰が	どのように把握するか
利用者家族、職員 家族、行政、法人 本部等への連絡		
トイレ対策		
防寒、防暑対策		
食事確保・手配		
一時入所・利用者 増員への対応		
地域ニーズの対応		
問合せ対応		
情報発信		

《発生翌日から》

	誰が	どのように把握するか
必要業務の継続		
ケアの継続		
職員の健康管理		
ボランティア受入		
関係団体・他事業所と の協力		
一時入所・利用者増員 への対応		

WORK7 災害時に向けて準備をしておきましょう。

《防災・備品用品を確認表（非常時持ち出し袋に用意）》

物品	物品	物品
消化器	懐中電灯	ラジオ
軍手	救急箱	担架
マスク	毛布	タオル
雨合羽	マッチ・ローソク	小銭
バケツ	拡声器	電池
ロープ	自転車	ポリタンク
サバイバルナイフ	簡易トイレ	ティッシュペーパー
飲料水	アルファ米	缶詰
カップラーメン	乾パン	クラッカー
カセットコンロ	鍋、ヤカン	ヘルメット
食器セット	使い捨てカイロ	ゴミ袋
利用者服薬	アルミホイル	紙おむつ

《防災・備品用品を確認表（非常時持ち出し袋に用意）》

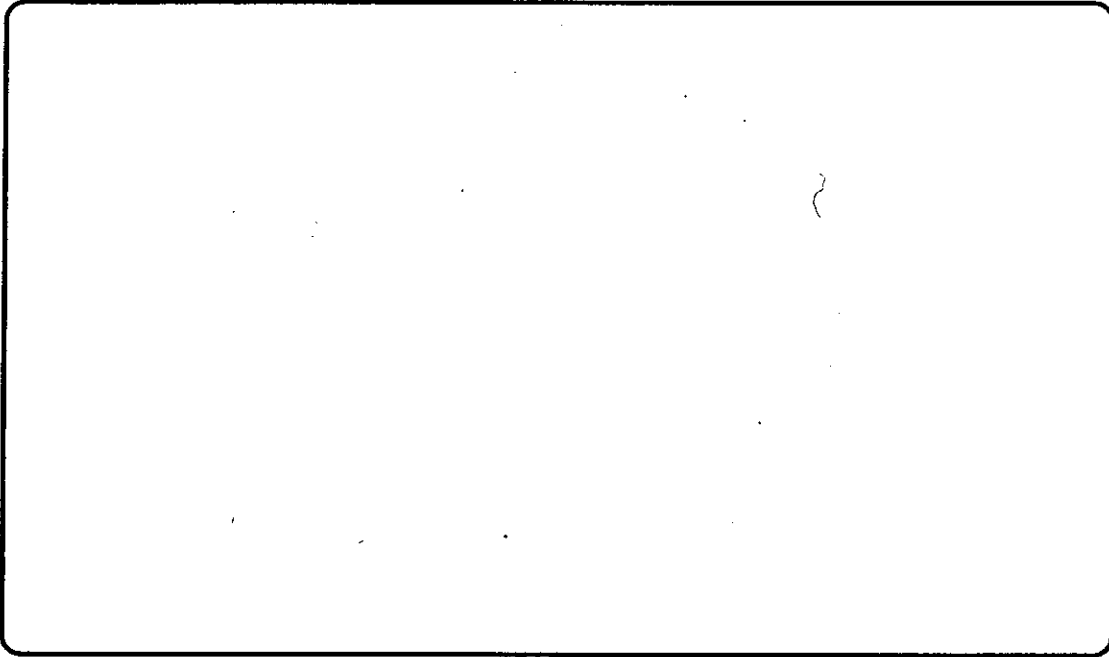
頻度	品名	確認状況											
		確認日	確認者	確認日	確認者	確認日	確認者	確認日	確認者	確認日	確認者	確認日	確認者

《多くの場面を具体的に想定し訓練しておく》

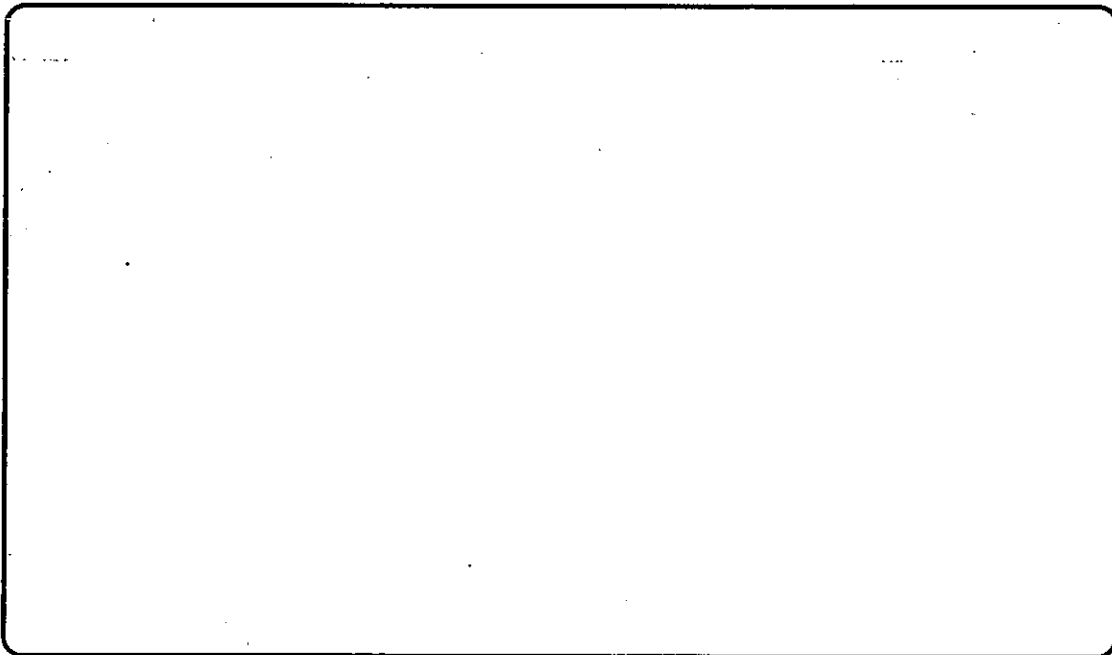
いつ（年何回）	どのような訓練を実施するか

WORK8 県内外の連絡体制を準備しておきましょう。

1. 県内連絡体制



2. 県外（広域）連絡体制



〇×〇×施設 土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル

1 目的

このマニュアルは、〇×〇×近隣で土砂災害(河川の氾濫)の発生又は発生の恐れがある場合に対応すべき必要事項を定め、土砂災害(河川の氾濫)から人命を確保すると共に、被害の軽減に資することを目的に定める。

2 マニュアルの適用範囲

このマニュアルは、〇×〇×に勤務する職員及びサービスを利用する入所者・利用者又は出入りする(利用者等)すべてのものに適用する。

3 施設管理者の責務

施設管理者は、〇×〇×における土砂災害(河川の氾濫)による被害の軽減についてすべての責任を有すると共に、本マニュアルに基づき施設職員を指揮し、利用者等の人命を確保する。

また、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入所するため、神戸市が配信する災害情報を把握すると共に職員にも周知を行うこと。

4 施設職員の責務

施設職員は、施設管理者の指揮の下、利用者等の人命確保及び被害の軽減のため本マニュアルに基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

5 利用者等の責務

利用者等は、施設管理者及び職員の指示に基づき、土砂災害(河川の氾濫)から身を守るために避難誘導等に従うものとする。

6 各班の任務と組織 (火災等における任務と組織と同じと思われる)

(1) 各班の任務

① 指揮班

施設管理者の支援を実施し、各班へ必要な事項を指示する。

② 情報班

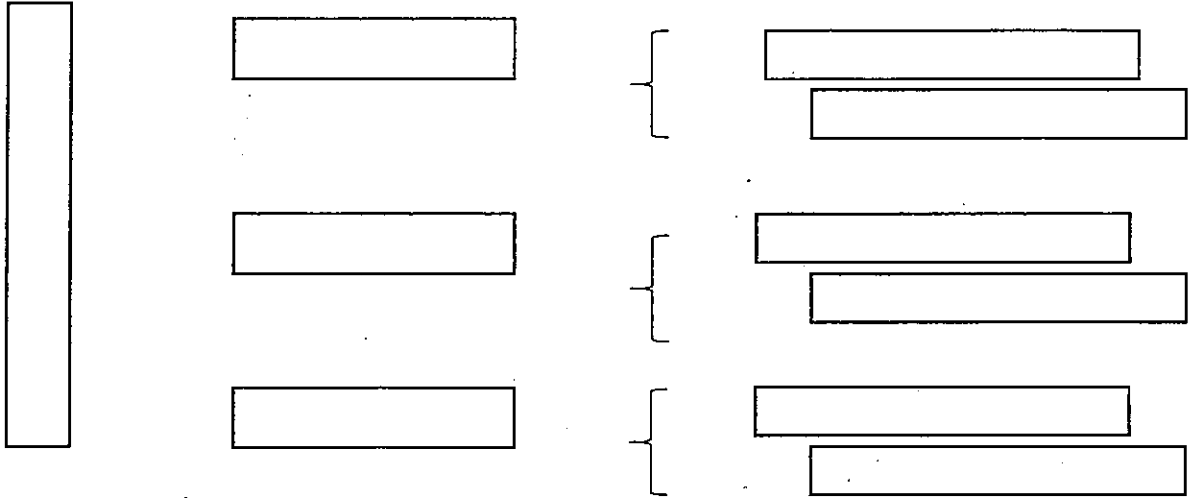
神戸市や各種メディア等から得た気象情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報を把握し、指揮班に伝達する。また、確認・入手した情報《がけ崩れ(河川の氾濫)の前兆現象や被災した際の被害情報等》を適宜、神戸市及び老施連等の関係機関へ通報する。

③ 避難誘導班

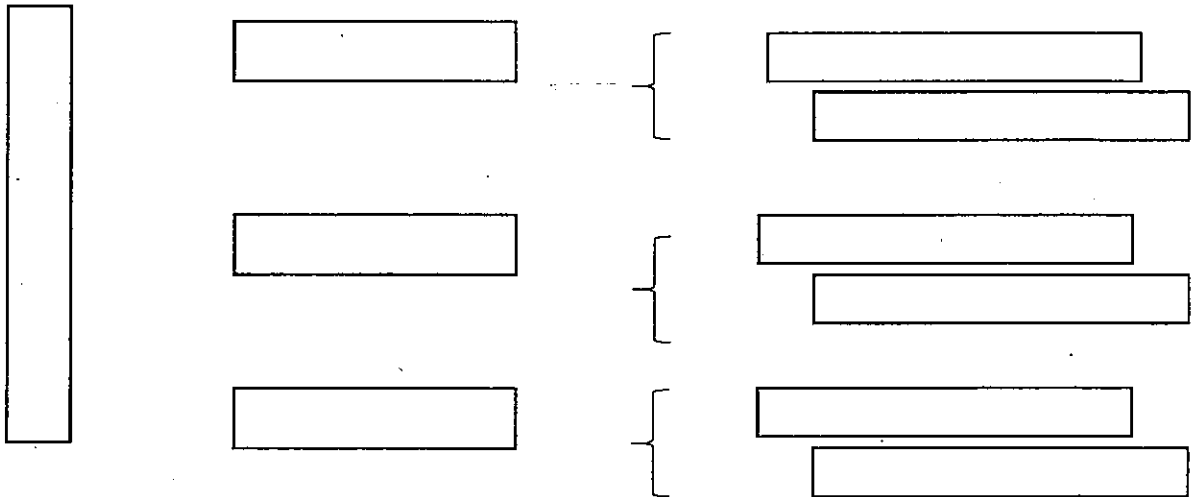
避難準備情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報及び避難勧告等が発令された場合やがけ崩れ(河川の氾濫)の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導をする。

(2) 組織図

<昼間帯>

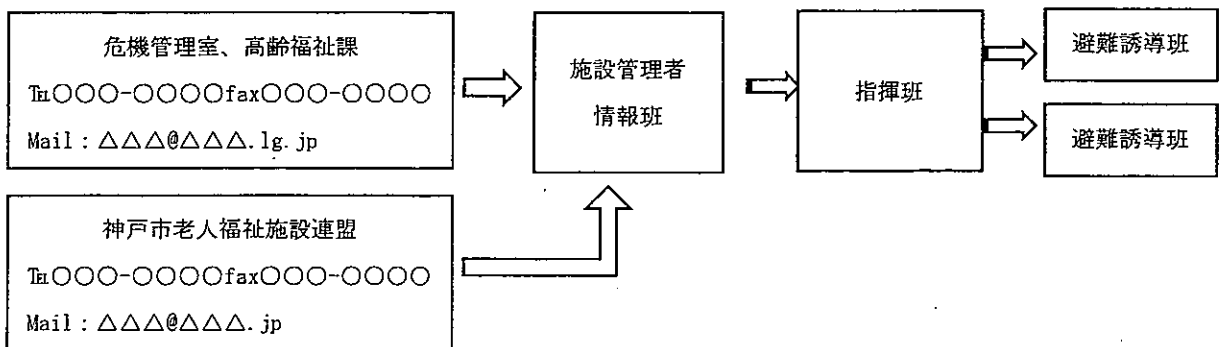


<夜間帯>

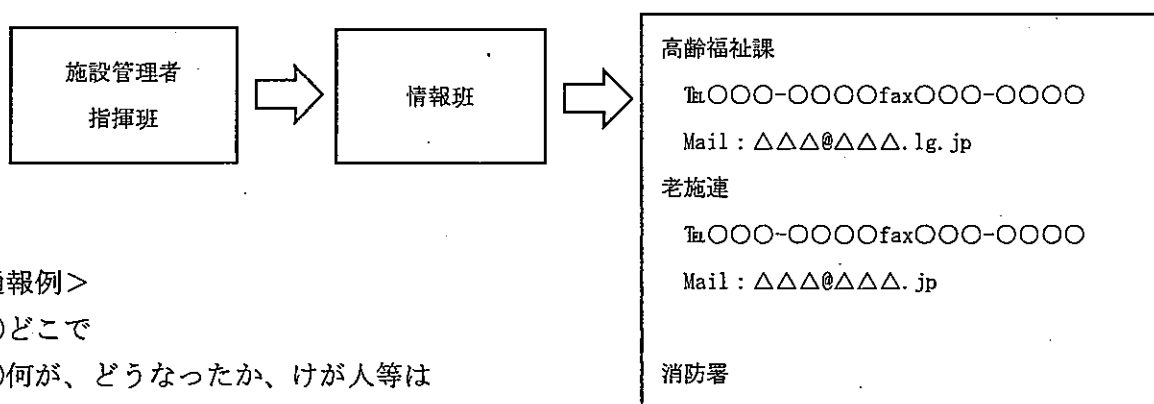


7 情報受伝達系統図

(1) 市役所等からの情報(気象情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備情報、勧告、指示等)



- (2) 施設から神戸市及び老施連等へ発信する情報（がけ崩れ（河川の氾濫）の前兆現象や被災した際の被害情報等）



<通報例>

- ①どこで
- ②何が、どうなったか、けが人等は
- ③今の対応は

(3) 緊急連絡先一覧表

名 称	電 話	F a x	メ ー ル

8 事前対策

- (1) 台風の接近などあらかじめ土砂災害(河川の氾濫)の危険性が高まることが予測される場合は、夜間当直職員の増員やデイサービスの中止など検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

合わせて、職員の連絡体制の確認、職員確保策など検討する。

9 災害対策体制の確立

- (1) 土砂災害(河川の氾濫)警戒情報が発令された段階
情報班を先行して立上げ、情報収集を行う。
- (2) 土砂災害(河川の氾濫)避難準備情報・避難勧告が出された時
- ① 災害対策会議（本部）等を設置する。（関係職員召集）
 - ② 職員等へ周知を行う
 - ③ 職員の確保策(召集)を検討する。
 - ④ 避難方法等の確認を行う。
 - ⑤ 近隣他施設との情報交換を行う。
 - ⑥ 地域の情報を集める。
 - ⑦ 設備・建物・環境の安全確認を行う。
 - ⑧ 職員・利用者の安全確認を行う。
 - ⑨ 避難を開始する。（状況に応じて避難準備を行い待機）
- (3) 避難指示が出された時

- ① 直ちに避難する。

1.0 避難誘導

(1) 避難誘導の原則

施設内の2階層以上のがけ斜面(河川)と反対側の場所へ避難誘導する。

(2) 避難の判断

① 自主避難

次に示す土砂災害(河川の氾濫)の前兆現象を確認した際には、市役所からの連絡を待つことなく直ちに避難を開始する。

施設管理者が判断することになるが、不在等の場合は、その場における責任者が判断を行うものとする。

<土砂災害の前兆現象>

- *がけの表面に水が流れ出す。(湧水の増加)
- *がけから水が噴き出す。(新たな湧き水が発生)
- *小石がバラバラと落ちる。
- *がけの樹木が傾く。
- *樹木の根が切れる音がする。
- *樹木の倒れる音がする(倒木)
- *がけに割れ目が見える。
- *傾斜が膨らみだす。
- *地鳴りがする。
- *強烈な土の匂いがする。

<河川の氾濫の前兆現象>

- *短時間で危険水位を超え、強い降雨が続く。
- *堤防の川側が崩れ始めている。
- *堤防の側面から水が漏れだしている。
- *堤防にひび割れが生じている。
- *堤防近くの地盤から水が噴き出ている。

② 市役所等からの情報に基づく対応

- *避難準備情報・避難勧告・避難指示等を受けて対応する。

(3) 避難方法

① エレベータ(使用可能な場合)

- *車椅子 *担架 *ストレッチャー *ベットのまま

② 階段

- *徒歩 *布担架 *背負い搬送 *板スロープによる車椅子ロープ(又は滑車)引上げ

(4) 避難時の服装

避難は、昼間夜間や季節によって避難服装が異なるので、最低避難時に必要な服装を定めておく。(持参するだけでよい)

(5) 避難の経路

施設内の避難経路は、別紙1の通りとする。(施設内の図面にあらかじめ避難路を記載し、誰もが確認できる場所へ掲出する。)

(6) 地域との連携

① 避難誘導の応援

夜間を中心に避難誘導が手薄となることが容易に想定されることから、地域からの応援が頂けるよう協力要請、避難協定等の締結等取組みを行っておく

② 地域住民に一時的な緊急避難場所とし解放せざるを得なくなったことを想定し、入居者の生活スペースを確保するためにも受け入れる場所、人数などを決めておくことが求められる。

1.1 防災教育

施設管理者は、土砂災害(河川の氾濫)の危険性や前兆現象など、警戒避難体制に関する事項を職員に教育し、情報受伝達や自主避難の重要性を理解させる。

(1) 教育内容

① 土砂災害(河川の氾濫)の危険性

*過去の災害事例 *教訓 *施設周辺災害履歴 等

② 土砂災害(河川の氾濫)の前兆現象

前10項(2)の土砂災害の前兆現象及び河川の氾濫の前兆現象の理解を深めておく。

③ 情報受伝達体制

*情報の種類(気象情報・避難情報)

*どこから、どのような情報が、どんな手段で伝達されたか

*入手した情報を、どう伝達するのか

④ 避難判断・誘導

*自主避難の判断の重要性(がけ崩れ前兆現象、避難準備情報等)

*自主避難の判断は、原則施設管理者であるが、連絡が取れない場合などは、その場の責任者が責任者として判断を行う。

*避難場所の確定(安全な避難場所の事前選定の重要性)。予測被災に基づく避難場所選定のシュミレーション

*誰が、誰を、どのように誘導するか又は避難措置をするのか

⑤ マニュアル

*班体制の確認

*職員の役割確認

*職員の駆けつけ体制

(2) 教育時期

出水期(梅雨や台風接近)を迎える時期又は1. 17の時期に防災教育を実施する。

*実施時期 *研修時間 *参加対象者 など

1.2 訓練

訓練は、防災教育の一環として実施することが望ましいことから教育時期に合わせて実施する。

(1) 訓練内容

- ① 情報受伝達訓練(情報の受付方及び情報の発信方法)
- ② 避難判断訓練(特に自主避難についての判断)
- ③ 避難誘導訓練(誰が、誰を、どこへ誘導するか、服装のチェック)
- ④ 避難訓練(要介護度に応じた避難方法、階段避難方法等)

(2) 訓練検証

訓練実施後は、必ず訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証をし、本マニュアルの検証に反映させる。

1.3 入所者を施設外に避難させる場合

- (1) ○×○×施設において施設外に避難する場合は、次による。
 - ① 建物内に避難場所を確保することが困難なとき
 - ② 建物が倒壊するなどの危険が及ぶとき
- (2) こうした事態に備え、入所者情報を備え付けておく(氏名、住所、家族への連絡先、既往歴、服薬、食事形態の情報を入れておく)
- (3) 避難先は、原則、神戸市、老施連等の指示に従って避難する。状況によっては、広域一次避難所も選択する場合もある。当施設における広域一次避難所は、○○○学校となる。
- (4) 避難先への職員の配置は、原則入居者の避難者数に準じて職員を割り振る。
- (5) 避難先への移送にあたっては、避難先、避難者数を記録し、漏れなく避難させ、避難後のフォローも迅速に対応できるようにする。

以 上

Ⅱ 災害対策チェックシート

1 平常時のチェックシート

地震・風水害等に対する備えが十分かどうかを定期的に、少なくとも防災訓練時にチェックして、万全の体制を整える。

（その 1）平常時のチェックシート

	対 策 方 法	章	節	頁
施設 設備 ・ 備 品	〔立地条件の確認と災害予測〕 □地盤、地形などの立地条件の確認と起こりうる災害予測はできていますか	2	1	5
	〔ライフラインの確保〕 □電話が通じない場合の通信手段（衛星電話など）が確保されていますか	2	2	6
	□災害時の飲料水等を確保していますか、また、確保する方法がありますか	2	2	6
	□水洗便所の使用が出来なくなった場合の対応が検討されていますか	2	2	6
	□灯油等の燃料を確保していますか、また確保する方法がありますか	2	2	6
	□自家発電装置等の緊急時の電力の確保ができていますか	2	2	6
	□夜間に被災し、かつ、停電となった場合の照明は確保されていますか	2	2	6
	〔地震対策〕 □耐震診断は受診していますか	2	2	6
	□耐震性能が無い場合、建物等耐震補強工事を実施していますか	2	2	6
	□門柱ブロック塀等の耐震性を確保していますか	2	2	6
	□屋根から瓦等が落下しやすくなっていませんか	2	2	6
	□消火器の設置場所と有効期限は確認していますか	2	2	6
	□自動火災報知設備等の消防用設備の点検・更新をしていますか	2	2	6
	□配管類の切断、抜け落ち防止対策が講じられていますか	2	2	6
	〔津波、風水害、豪雪対策〕 □重要設備のかさ上げ工事や防水対策が講じられていますか	2	2	7
	□排水溝のごみ、泥を除き、排水を点検していますか	2	2	7
	□煙突やアンテナを針金で補強する等の転倒防止策が講じられていますか	2	2	7
	□屋根瓦、雨戸等を点検・補修していますか	2	2	7
	□鉢植え、物干し等飛散するものが置いてありませんか	2	2	7
	□大きな枝が折れないように樹木の剪定をしていますか	2	2	7

(その2) 平常時のチェックシート

		対 策 方 法	章	節	頁
施設 設備 ・ 備品	[備品等の対策]				
	<input type="checkbox"/> 火気を使用する調理器具等はしっかりと固定されていますか		2	2	7
	<input type="checkbox"/> 大きな家具、電化製品等は金具等で固定されていますか		2	2	7
	<input type="checkbox"/> 天井からつり下げられている照明器具は鎖等で補強されていますか		2	2	7
	<input type="checkbox"/> 棚や戸棚に置いてあるものは落下しないよう工夫されていますか		2	2	7
	<input type="checkbox"/> 落下の危険があるものを高所に置いていませんか		2	2	7
	<input type="checkbox"/> 飛散防止フィルム貼付けによる窓ガラス破損時の危険予防を講じていますか		2	2	7
	<input type="checkbox"/> 避難経路に避難の妨げとなるものを置いていませんか		2	2	7
	[危険物の管理と保管]				
	<input type="checkbox"/> ガスの供給元栓の場所を把握していますか		2	2	8
	<input type="checkbox"/> ガスの感震自動遮断装置は作動しますか		2	2	8
	<input type="checkbox"/> 薬品、可燃性危険物は火気がなく落下の危険のない場所に保管していますか		2	2	8
	<input type="checkbox"/> プロパンガスボンベは、転倒しないように固定していますか		2	2	8
	<input type="checkbox"/> 地下や屋外に設置している水(油)タンク等は点検していますか		2	2	8
[食糧等の備蓄]					
<input type="checkbox"/> 入居者等と職員を含め3日分以上の食料が備蓄されていますか		2	2	8	
<input type="checkbox"/> 火や水が無くても食べられるものや、消化しやすい食糧を準備していますか		2	2	8	
<input type="checkbox"/> 備蓄物資は、2階以上で保管されていますか		2	2	8	
災害 対策 体制	[職員や施設内外との連絡体制の整備]				
	<input type="checkbox"/> 職員間で連絡が取れるよう、緊急連絡網を作成していますか		2	3	11
	<input type="checkbox"/> 施設外の関係者の緊急連絡先一覧を作成していますか		2	3	11
	<input type="checkbox"/> 電話等通常の連絡手段が使えない場合の緊急時の連絡方法を検討してありますか		2	3	12
	[災害発生時の組織体制の整備]				
	<input type="checkbox"/> 災害発生時の総括責任者及びその代行者を定めていますか		2	3	13
	<input type="checkbox"/> 各職員の役割分担は定められていますか		2	3	13
	<input type="checkbox"/> 各職員が自身の役割を認識していますか		2	3	13
	<input type="checkbox"/> 職員が少数時に対応できるような体制や、職員参集基準を整備していますか		2	3	14
	[救護用入居者等一覧]				
<input type="checkbox"/> 救護が必要な入居者等をまとめた一覧を作成していますか		2	3	16	
<input type="checkbox"/> 作成した一覧は、同時に被災しないと考えられる数箇所に保管していますか		2	3	16	
<input type="checkbox"/> データを常に更新し、バックアップを行っていますか		2	3	16	

(その3) 平常時チェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
災害 対策 体制	[避難場所・避難経路等の設定]			
	<input type="checkbox"/> 災害の種類や規模に応じた避難場所等を設定していますか	2	4	17
	<input type="checkbox"/> 避難経路は複数設定していますか	2	4	17
	<input type="checkbox"/> 送迎中に被災した場合の避難場所等や避難経路を検討していますか	2	4	17
	<input type="checkbox"/> 避難場所や避難経路をまとめたマップを作成していますか	2	4	17
	<input type="checkbox"/> 避難経路は定期的にチェックしていますか	2	4	17
	[避難手段の確保]			
	<input type="checkbox"/> 避難に必要な車両は確保されていますか	2	4	19
	<input type="checkbox"/> 施設の入居者等の特性に応じた避難手段を確保していますか	2	4	19
	<input type="checkbox"/> 避難する方法(徒歩、車いす等)が職員に分かりやすいようになっていますか	2	4	19
	[持ち出し品の準備]			
	<input type="checkbox"/> 避難時に使用する物を準備しましたか	2	4	19
	<input type="checkbox"/> 持ち出し品はすぐ取り出せる場所に置いてありますか	2	4	19
	<input type="checkbox"/> 作成した救護用入居者等一覧等はいつでも持ち出せるようになっていますか	2	4	19
	[家族等への引き渡し]			
	<input type="checkbox"/> 家族等と避難場所等及び引き渡し場所について情報共有していますか	2	5	21
	<input type="checkbox"/> 家族等と引き渡しの方法について情報共有していますか	2	5	21
	<input type="checkbox"/> 施設が利用不可な場合の家族等への情報提供体制を整備していますか	2	5	21
	<input type="checkbox"/> 家族等への情報提供方法について、家族等に周知していますか	2	5	22
	[防災訓練の実施]			
	<input type="checkbox"/> 様々な災害、事態を想定した訓練を実施していますか	2	6	23
	<input type="checkbox"/> 入居者等が自分自身で身を守る手段を学ぶ訓練を実施していますか	2	6	23
	<input type="checkbox"/> 地域住民の協力を得る形での訓練を実施していますか	2	6	23
	<input type="checkbox"/> 防災訓練の結果を検証し・見直し・改善を絶えず行っていますか	2	6	23
	<input type="checkbox"/> 各職員が訓練や研修によって、防災知識の向上等に取り組んでいますか	2	6	23
	[地域の関係機関や住民等との協力体制の構築]			
	<input type="checkbox"/> 地域で実施する防災訓練等に積極的に参加していますか	2	7	25
<input type="checkbox"/> 災害時に協力要請ができるように、近隣のボランティアや自主防災組織へ、日頃から相談していますか	2	7	25	
<input type="checkbox"/> 地域で独自に作成している避難計画、消防計画等の対象に自施設を加えてもらっていますか	2	7	25	
<input type="checkbox"/> 地域の行事へ積極的に参加し、防災に関する情報交換等をしていますか	2	7	25	

2 地震への対応のチェックシート

予期せずして発生した地震等により、普段は簡単に気付くことが、施設内外の混乱から平静を失い、防火、救助、避難対策の遅れで、二次災害を招くといったことがないように、緊急時の備忘録としてチェックし早急な対応ができるようにまとめたものである。

(その1) 地震への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
日 中 サ ー ビ ス 提 供 時 の 対 応	〔安否確認と指示体制の確認〕 □総括責任者を定めていますか	3	—	28
	□入居者等の安否確認を行い総括責任者に報告していますか	3	—	28
	〔職員の招集〕 □職員の招集をかけていますか	3	—	28
	〔役割分担〕 □役割分担を確認していますか	3	—	28
	〔火元の点検と消火活動〕 □火元の点検とガス元栓の閉鎖（電気器具やライターの使用中止指示を含む）をしていますか	3	—	29
	□火災発生時の消火作業、消防署への連絡、避難指示（エレベータの使用中止をを指示）をしていますか	3	—	29
	〔施設内・避難経路の安全確保〕 □戸が再び閉まらないように近くのを挟み込んでいますか	3	—	30
	□ガラスの破片や棚の転倒状況を確認して、安全な避難経路を確保していますか	3	—	30
	□倒れやすくなっているもの、落下しやすくなっているものは、応急措置をしていますか	3	—	30
	□建物の崩落等の危険を発見したら、周囲に知らせていますか	3	—	30
	□危険箇所にはロープを張って立ち入り禁止としていますか	3	—	30
	〔救護活動〕 □負傷者の有無を確認していますか	3	—	30
	□負傷者の応急手当を実施していますか	3	—	30
	□医療機器を利用している入居者等のために電源確保していますか	3	—	30
	□負傷者を近くの病院等へ移送していますか	3	—	30
	〔情報の収集と発信〕 □施設被害の全体像の把握と周辺の被災情報の収集をしていますか	3	—	30
	□入居者等に定期的に情報提供していますか	3	—	30
	□家族等への連絡は、施設が一括して連絡を行っていますか	3	—	30

(その2) 地震への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
日 中 サ ー ビ ス 提 供 時 の 対 応	〔施設周辺の確認〕			
	<input type="checkbox"/> 漏電、ボイラーの破損など二次災害発生の原因になるものをすぐに点検し、電力会社や電気工事業者の判断を得ていますか	3	—	30
	<input type="checkbox"/> 給水、発電などのライフラインや給食等設備に支障がないか点検していますか	3	—	30
	<input type="checkbox"/> ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水・油漏れ等を点検し、必要な清掃を行っていますか	3	—	30
	〔避難の判断〕			
	<input type="checkbox"/> 施設の状態、立地条件や施設の周辺環境、被害状況、外部からの情報等をもとに、総括責任者において入居者等の避難の要否判断をしていますか	3	—	31
	〔避難誘導〕			
	<input type="checkbox"/> 避難の実施が困難な場合は、地域住民や企業、学校等に応援要請をしていますか	3	—	31
	<input type="checkbox"/> 避難誘導を開始する前に点呼し、総括責任者に報告していますか	3	—	31
	<input type="checkbox"/> 担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、プラカード、ゼッケン、非常持ち出し品、救護用入居者等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備をしていますか	3	—	31
	<input type="checkbox"/> 入居者等への避難誘導連絡と安全指導班への避難手順の指示をしていますか	3	—	31
	<input type="checkbox"/> 施設を離れる際には、プレーカーを落としていますか	3	—	31
	<input type="checkbox"/> 避難誘導後に点呼し、総括責任者に報告していますか	3	—	31
	〔家族等への情報発信〕			
	<input type="checkbox"/> 建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼っていますか	3	—	32
	<input type="checkbox"/> 避難後、家族等に現状を報告していますか	3	—	32
〔家族等への引き渡し〕				
<input type="checkbox"/> 避難後に安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で入居者等の引き渡しを行っていますか	3	—	32	
〔施設が使用不能となった場合〕				
<input type="checkbox"/> 入居者等の家族等が被災を免れている場合は、状況を説明し、家族等に引き渡していますか	3	—	33	
<input type="checkbox"/> 入居者等の家族等も同時に被災し、預かりが困難な場合は、他の社会福祉施設等で受け入れてもらえるよう手配していますか	3	—	33	

(その3) 地震への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁	
施設 外 活 動 時 の 対 応	[安否確認と指揮体制の確認] □その場にいる職員の中から責任者を定めていますか	3	—	34	
	□入居者等の安否及び負傷の確認を行っていますか	3	—	34	
	[役割分担] □役割分担を確認していますか	3	—	34	
	[施設への連絡] □責任者は、総括責任者に入居者等の安否等を総括責任者に報告し、指示を仰いでいますか。ただし、連絡がつかない場合は、連絡を中断し、各自の判断としてください。	3	—	34	
	[救護活動] □負傷者の有無を確認していますか	3	—	34	
	□負傷者の応急手当を実施していますか	3	—	34	
	□場合によって負傷者を附近の病院等へ移送していますか	3	—	34	
	[避難の判断] □施設へ連絡が取れない場合は、責任者は周辺の状況等を判断し、あらかじめ定められた避難先へ避難を指示していますか	3	—	34	
	□避難先が不明な場合は、市町災害対策本部に確認していますか	3	—	34	
	[避難後の連絡] □避難後に安全が確保できた後、あらかじめ定められた方法で、施設の総括責任者に連絡をとっていますか	3	—	34	
	夜 間 に お け る 対 応	[安否の確認] □入居者の安否を確認していますか	3	—	35
		[総括責任者への連絡] □入居者の負傷の程度や施設の状況を総括責任者に報告し、参集を求めていますか	3	—	35
[火元の点検と消火活動] □ガスの元栓を閉め、漏電やガス漏れの有無を確認していますか		3	—	35	
□出火を見つけたら、火災報知器を押し、直ちに可能な範囲で消火活動を行っていますか		3	—	35	
[負傷者の救護] □安全なスペースへ入居者を移動後、応急手当を施していますか		3	—	35	
[近隣への応援要請] □総括責任者の判断のもと近隣住民、町内会等に協力要請を求めていますか		3	—	35	

3 津波への対応のチェックシート

大規模な地震が発生した際、数分程度で、津波が到達することある。このため、日頃から、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにまとめたものである。

(その1) 津波への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
警 報 等 発 表 時 の 対 応	〔情報の収集と発信〕 □ラジオ、テレビ、市町災害対策本部等の施設内外から情報を入手していますか	4	1	38
	□入居者等に現在の災害状況を定期的に伝えていますか	4	1	38
	□家族等へは施設から一括して連絡をしていますか	4	1	38
	〔指示体制の確認〕 □総括責任者を定めていますか	4	1	38
	〔職員の招集〕 □職員を招集していますか。ただし、参集途中で津波が到達するおそれがある等の場合は、近くの避難場所に避難することを優先させる	4	1	38
	〔役割分担〕 □役割分担を確認していますか	4	1	39
	〔火元の点検〕 □火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓などの火気の使用制限を行っていますか	4	1	39
	□危険物の保管・設置について緊急チェックを行っていますか	4	1	39
	〔避難の判断〕 □施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等をもとに、総括責任者において入居者等の避難の要否を判断していますか	4	1	39
	□避難場所は、可能な限り近く、高い場所を避難場所となっていますか	4	1	39
	〔地域住民の応援要請〕 □職員数、入居者数等の状況により、避難が困難な場合は、近隣住民、町内会、自主防災組織、学校、企業等に応援要請を行っていますか	4	1	39
	〔施設外に避難する場合の避難誘導の準備〕 □避難経路、避難方法、点呼等の安全確認方法、持ち出し品、責任者を確認していますか	4	1	39
	□担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、プラカード、ゼッケン、非常持ち出し品、救護用入居者等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備をしましたか	4	1	39
	□避難誘導を開始する前に点呼をとりましたか	4	1	40

(その2) 津波への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
警 報 等 発 表 時 の 対 応	<input type="checkbox"/> 入居者等への避難誘導の連絡と安全指導班の避難手順の指示を行いましたか	4	1	40
	<input type="checkbox"/> 避難誘導後に点呼をとりましたか	4	1	40
	[家族等への情報発信]			
	<input type="checkbox"/> 建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼っていますか	4	1	40
	<input type="checkbox"/> 避難後、家族等に現状を報告していますか	4	1	40
	[家族等への引き渡し]			
	<input type="checkbox"/> 警報又は注意報が解除され安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で入居者等の引き渡しを行っていますか	4	1	40
	[避難が不要な場合の対応]			
<input type="checkbox"/> 入居者等を最上階に移動させていますか	4	1	41	
<input type="checkbox"/> 備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高い場所に移動させていますか	4	1	41	

4 風水害・豪雪への対応のチェックシート

災害の中には、事前に天気予報などに注意を払うことによって、被災を最小限に留めることができるものがある。警報等が発表された時点から、時々刻々と状況が変化していく過程で、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにまとめたものである。

(その1) 風水害、豪雪への対応のチェックシート

方 法 対 策		章	節	頁
警 報 等 発 令 時 の 対 応	〔情報の収集と発信〕 □ラジオ、テレビ、市町、警察、消防等の施設内外から情報を入手していますか	5	1	44
	□入居者等に現在の災害状況を定期的に伝えていませんか	5	1	44
	□家族等へは施設から一括して連絡をしていますか	5	1	44
	〔指示体制の確認〕 □総括責任者を定めていますか	5	1	44
	〔職員の招集〕 □職員を招集していますか	5	1	44
	〔役割分担〕 □役割分担を確認していますか	5	1	44
	〔火元の点検〕 □火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等の火気の使用制限を行っていますか	5	1	45
	□危険物の保管・設置について緊急チェックを行っていますか	5	1	45
	〔施設等の安全確保〕 □看板、鉢植え、物干し竿等転倒すると危険なものはあらかじめ倒す、撤去していますか	5	1	45
	□出入口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護していますか	5	1	45
	□ガラス破損の時の布製ガムテープを準備していますか	5	1	45
	□台風通過時の土砂崩れ、河川氾濫等への備えていますか	5	1	45
	□浸水防止用木材（止水板）、土のう、金具、工具を準備していますか	5	1	45
	□車両を安全な場所へ移動していますか	5	1	45
	〔救護活動の準備〕 □必要な医薬品、衛生材料を準備していますか	5	1	45
	□担架車椅子、搬送用ゴムボート等の救護用運搬用具を準備していますか	5	1	45
	〔緊急物資確保の準備〕 □備蓄している食糧や機材等を準備していますか	5	1	45
	〔生活用品等の保護〕 □浸水などのおそれがある場合は、備品、食料品、衣類、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高所に移動させていますか	5	1	45

(その2) 風水害、豪雪への対応のチェックシート

	方 法 対 策	章	節	頁
警 報 等 発 表 時 の 対 応	[施設外に避難する場合の避難誘導の準備] □入居者等の避難方法、点呼等の安全確認方法、持ち出し品、責任者を確認していますか	5	1	45
	□担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、プラカード、ゼッケン、非常持ち出し品、救護用入居者等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備をしていますか	5	1	45
	□職員数、入居者等の状況により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会、公的機関等に協力を要請していますか	5	1	45
	[施設周辺の点検・見回り] □施設周辺に危険な兆候がないか確認していますか	5	1	45
	[避難の判断] □避難の際、情報の収集に努めるとともに、周辺的环境変化に気を配っていますか	5	1	46
	□高齢者は、避難に十分時間が必要であることを配慮していますか	5	1	46
	□河川の氾濫前に避難できるよう検討していますか	5	1	46
	□施設の状況、立地条件や施設周辺の環境、被害状況、外部からの情報等をもとに、総括責任者において入居者等の避難の要否を判断していますか	5	1	46
	[避難誘導] □避難誘導を開始する前に点呼し、総括責任者に報告していますか	5	1	47
	□入居者等への避難誘導連絡と安全指導班への避難手順指示をしていますか	5	1	47
	□避難誘導後に点呼し、総括責任者に報告していますか	5	1	47
	[家族等への情報発信] □建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼っていますか	5	1	47
	□避難後、家族等に現状を報告していますか	5	1	47
	[家族等への引き渡し] □警報等が解除される等安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で入居者等の引き渡しを行っていますか	5	1	47
	[避難が不要な場合の対応] □入居者等を最上階に移動させていますか	5	1	47
	□備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高い場所に移動させていますか	5	1	47
	[安全点検] □給水、発電等のライフラインや給食等の設備に支障がないか点検していますか	5	1	48
	□ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水(油)漏れ等を点検し、必要な清掃を実施していますか	5	1	48
	[施設が使用不能となった場合] □入居者等の家族等が被災を免れている場合は、状況を説明し、家族等に引き渡していますか	5	1	48
	□入居者等の家族等も同時に被災し、預かりが困難な場合は、他の社会福祉施設等で受け入れてもらえるよう手配していますか	5	1	48

(その3) 風水害、豪雪への対応のチェックシート

方 法 対 策		章	節	頁
緊急時の風水害・豪雪への対応	[施設周辺の確認] □土砂崩れや雪崩等の二次災害の危険がないか確認していますか	5	2	49
	□危険な箇所を発見した場合は、電力会社又は電気工事業者の判断を得ていますか	5	2	49
	□看板、鉢植え、物干し竿等、転倒すると危険なものはあらかじめ倒すか、撤去していますか	5	2	49
	[避難又は施設での待機の判断] □避難の要否を判断していますか	5	2	49
	□施設内で待機する場合、消防署等にその旨を連絡していますか	5	2	49
	[風水害・豪雪発生時の入居者等の避難誘導] <水害> □運動靴をはかせていますか	5	2	49
	□ガード下、崖下、堤防、橋等の危険な箇所を避けていますか	5	2	49
	□冠水した場合は、先頭の方は傘や棒などの長いもので足下を確認しながら避難していますか	5	2	49
	<雪害> □屋根雪が落ちる恐れがあるので、建物の近くを歩かないようにしていますか	5	2	49
	□先頭の方は傘や棒等の長いもので足下を確認しながら避難するとともに、足元を踏み固めて後続を歩きやすくしていますか	5	2	49
	□視界が悪くなるので、障害物や車に注意していますか	5	2	49
	[施設内での待機] □緊急時の備蓄や生活用品が水没しないよう対処していますか	5	2	50
	□施設内に残り残されていることを外部に伝えていますか	5	2	50
	□入居者等の健康管理に気をつけていますか	5	2	50
	□入居者等が施設外へ出たりすることがないように、出来るだけ目に届く一箇所に集めていますか	5	2	50
	[安全点検] □給水、供电等のライフラインや給食等の設備に支障がないか点検していますか	5	2	50
	□ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水(油)漏れ等を点検し、必要な清掃を実施していますか	5	2	50

介護保険施設等における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の
策定状況及び避難訓練の実施状況についての把握及び報告について

総務課認知症施策推進室
振 興 課
老 人 保 健 課

(1) 9月9日付け通知について

先般の台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生による被害を踏まえ、9月9日付けで「介護保険施設等における利用者の安全確保及び災害発生時の体制整備の強化・徹底について」(老総発0909第1号・老高発0909第1号・老振発0909第1号・老老発第0909第1号。以下「通知」という。)を発出している。

通知の記の3においては、都道府県及び市町村に対し、介護保険施設等における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、遅くとも年内までに改善されるよう指導・助言を行うとともに、避難訓練についても、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこととした上で、通知別紙3に記載する対象施設における今年末の状況について、都道府県又は市町村において把握し、報告いただくこととしているところである。

(2) 対象施設の追加について

今般、通知別紙3に記載する対象施設に加えて、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護についても、今年末における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の状況を、都道府県又は市町村において把握し、報告いただくこととするので、各都道府県・市町村においては、あらかじめ御了知おきいただきたい。

高齢者福祉施設等の防災対策チェックリスト（参考例）

作成：三重県健康福祉部長寿介護課

1 立地条件の確認と災害の予測

・チェック項目

<input type="checkbox"/>	津波浸水予測区域内に立地しているか確認している。
<input type="checkbox"/>	河川の浸水想定区域に立地しているか確認している。
<input type="checkbox"/>	土砂災害危険区域に指定されているか確認している。
<input type="checkbox"/>	南海トラフ地震や活断層による地震の予測震度等を確認している。
<input type="checkbox"/>	施設の周辺が過去に経験した災害の状況を確認している。
<input type="checkbox"/>	古い地図等により、施設が立地する土地の昔の地形を把握している。

【対応のポイント】

- 施設の立地する場所により、予測しなければならない災害は異なります。
- どのような災害の危険性があるか、公表されている各種の資料等を確認し、災害の発生による被害状況を想定することは、施設の被害を軽減するために重要なことです。

【参考】

- ◇津波浸水予測図、活断層図、震度予測分布図、液状化危険度予測分布図等
三重県防災対策部のホームページ（防災みえ.jp）に掲載しています。
（<http://www.bosaimie.jp>） ※災害情報のメール配信サービスあり
- ◇土砂災害危険箇所マップ
三重県県土整備部防災砂防課のホームページ内
三重県土砂災害情報提供システムに掲載しています。
（http://www1.sabo.pref.mie.jp/mie_gis/G_genkyozu.html）
- ◇河川浸水想定区域図
三重県県土整備部河川課のホームページに掲載しています。
（<http://www.pref.mie.lg.jp/KASEN/HP/84459046892.htm>）
- ◇施設が所在する市町においてもハザードマップを作成しているところもあり、ホームページ等で閲覧することができます。

2 施設（建物）や設備の安全性の把握

・チェック項目

<input type="checkbox"/>	耐震診断により、施設（建物）の耐震性を確認している。
--------------------------	----------------------------

【対応のポイント】

- 施設の耐震化は、地震等による被害を最小限度にとどめる有効な対策です。
- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設（着工含む）された建物は、耐震性能が劣る場合が多いので、耐震診断を受け、耐震性を確認する必要があります。
- 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建設された建物でも、全く壊れないものではありません。地盤によっては想像以上の揺れとなり、建物に影響が生じることがあります。
- 耐震性が確認されている施設でも、年月の経過とともに、施設の状況は変化することから、定期的に点検を行い、必要な整備を行う必要があります。

・チェック項目

<input type="checkbox"/>	施設の破損予想箇所の状況について点検をしている。
--------------------------	--------------------------

【対応のポイント】

- 地震の揺れにより、配管接合部の切断や抜け落ちの可能性がないか点検を行う必要があります。
- また、屋根や雨戸など、風水害に対する点検も必要になることから、定期的に点検を行い、迅速に修理ができるようにする必要があります。

・チェック項目

<input type="checkbox"/>	設備・備品の安全性を確認している。
--------------------------	-------------------

【対応のポイント】

- 地震の揺れにより、施設内の設備や備品の落下や転倒、倒壊又は窓ガラス等の飛散により入所者や職員が負傷したり、避難の妨げになる危険性があります。
- ロッカー等の備品を固定するとともに、日頃から高い場所や廊下などに不必要なものを置かないようにする必要があります。
- 建物以外にも、門や塀の強度や看板等の落下等の危険性について、確認をする必要があります。
- また、津波の被害が想定される施設では、情報源となるテレビやラジオのほか、電話、FAX、パソコンなどの通信機器を建物の上階に設置することも重要です。

3 外部への連絡手段の確保

・チェック項目

<input type="checkbox"/>	電話が通じないときの施設外部への通信手段が確保されている。
--------------------------	-------------------------------

【対応のポイント】

- 災害時には、通信網が輻輳したり、損壊などにより外部との連絡が取れなくなる可能性があります。
- 災害時優先電話の配置場所を確認することや衛星携帯電話の購入についても検討する必要があります。
- また、電話等の連絡手段が一切使用できないことを想定し、職員を連絡要員として派遣するとともに、移動手段としての自転車の配備等についても検討する必要があります。

・チェック項目

<input type="checkbox"/>	緊急連絡先を明確にしている。
--------------------------	----------------

【対応のポイント】

- 医療機関、消防署、警察署、市町など、災害時に連絡が必要となる連絡先を把握するとともに、一覧表を作成し、見やすい場所に掲示しておく必要があります。
- また、施設の保守管理業者や日常取引先等の連絡リストを作成しておく、緊急時には有効です。

4 周辺道路の状況把握

・チェック項目

<input type="checkbox"/>	施設周辺の道路状況について確認している。
--------------------------	----------------------

【対応のポイント】

- 施設への道路が寸断されれば、入所者の避難や物資の搬入、職員の参集ができなくなることから、施設が孤立しないよう道路の状況を確認しておく必要があります。
- 実際に道路を歩き、がけ崩れや浸水、建物の倒壊などにより道路が閉塞する可能性について検討し、代替できる可能性のある道路を確保しておく必要があります。

5 職員体制の確保

・チェック項目

<input type="checkbox"/>	職員への連絡体制が整備できている。
--------------------------	-------------------

【対応のポイント】

- 災害に備えて、あるいは災害に際し、必要な職員の参集又は待機を指示し、速やかに災害に対応できる体制を確保するためには、事前に緊急連絡網等を定め、それにより適切に情報が伝達されることが必要です。
- 電話やメールによる参集連絡等の文案を定型文にすることにより、連絡が迅速化できます。
- その他にも、災害発生時に各通信会社が開設する「災害用伝言ダイヤル」や災害用伝言板サービス等の活用も有効です。

・チェック項目

<input type="checkbox"/>	職員の参集方法、時間等を把握している。
--------------------------	---------------------

【対応のポイント】

- 夜間や休日など、職員の数が少ない時間帯や曜日に災害が発生した場合、どんな手段により、どれくらいの時間で、どの程度の職員体制が確保できるかを把握しておく必要があります。

<input type="checkbox"/>	職員の招集・参集基準を作成している。
--------------------------	--------------------

【対応のポイント】

- 災害においては、電話等の不通や錯綜などにより、情報伝達がうまくできなくなることも考えられるため、あらかじめ職員の出勤（参集）基準を定めておくことが必要です。
- 職員の参集所要時間を把握することにより、一定時間が経過した後も参集できない場合の体制を検討しておくことも必要です。

【参考】 職員参集基準の例（施設の立地環境等を考慮する必要があります。）

災害の種類	災害関連情報	対象職員
風水害	大雨・洪水警報が発表されたとき	指定職員
	暴風雨・波浪・高潮警報が発表されたとき	
	記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき	
	台風に伴う暴風雨・波浪・高潮警報が発表されたとき	全職員
地震(津波)	震度4の地震や津波注意報又は津波警報が発表されたとき	指定職員
	震度5弱以上の地震や津波警報又は大津波警報が発表されたとき	全職員

※ 指定職員とは、災害時の役割分担で定めた各班のリーダー等。

職員の役割分担表を作成している。

【対応のポイント】

- 災害時の対応を適切に行うためには、あらかじめ災害時の職員の役割分担を明確にしておく必要があります。
- 役割分担は、班別に業務をできるだけ具体的に定め、職員に周知徹底を図る必要があります。
- また、総括責任者やリーダーを定めるとともに総括責任者やリーダーが不在の場合を想定し、代行者を定めておく必要があります。

6 避難計画

・チェック項目

避難場所や避難方法、避難経路を定めている。

【対応のポイント】

- 災害が発生した際に、入所者を安全な場所に迅速に避難させるため、あらかじめ避難場所、避難経路、避難手段等を定めておく必要があります。
- 避難場所等を定める場合は、災害の種別や道路の破損、河川の氾濫、建物の倒壊など不測の事態に備え複数の避難場所を定めることも重要です。
- 避難場所や避難経路等については、職員や入所者等がいつでも見ることができるよう、見やすい場所に掲示しておく必要があります。

7 避難の判断

・チェック項目

避難の判断基準を定めている。

【対応のポイント】

- 市町の防災担当課等から避難に関する情報を得たときや施設や施設周辺で少しでも普段と違う状態を見つけたときは、避難する必要があります。
- 避難のタイミング
 - ◇土砂災害の場合
 - ・土砂災害の危険箇所付近の施設では、土砂災害警戒情報が発表されたときなど。
 - ◇洪水の場合
 - ・浸水する前に避難することが原則です。市町からの情報に注意し、避難準備情報や避難勧告、避難指示が出た場合。
 - ◇高潮の場合
 - ・気象庁から高潮警報が発表された段階で避難を考える。

◇地震（津波）の場合

- ・発生直後は、直ちに建物の内外を点検し、大きな亀裂や傾きなどが発見されたときは、施設外に避難する。
- ・津波による浸水予測地域に立地する施設にあっては、強い揺れを感じたとき。

【参考】 市町が行う避難に関する発令により求められる行動

区 分	求められる行動
避難準備情報	災害時要援護者（高齢者や障がい者等）、特に避難行動に時間を要する人が避難する。
避難勧告	通常の避難行動をできる人が避難する。
避難指示	避難の準備や判断の遅れにより、避難を躊躇していた場合は、直ちに避難する。 ※事実上の避難命令に等しいものです。

災害時要援護者（高齢者や障がい者等）は、「避難準備情報」発令の段階で避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動してください。

8 入所者等の情報

・チェック項目

<input type="checkbox"/>	入所者等に関する情報を一覧表に整理している。
--------------------------	------------------------

【対応のポイント】

- 避難に備えるため、入所者等の氏名、生年月日、薬、身体の状況等が分かる一覧表を作成しておく必要があります。
- 入所者等の一覧表は非常持出とし、損壊や浸水等の心配のないロッカー等に保管することが必要です。

9 情報の収集

・チェック項目

気象情報等必要な情報の入手方法をリストアップしている。

【対応のポイント】

- テレビやラジオのほか、パソコンや携帯端末からも大雨や台風に関する気象情報を入手できるようにする。

【参考】

◇気象情報

(津地方気象台)

(<http://www.jma-net.go.jp/tsu/index.html>)

◇防災・災害情報

(防災みえ.jp) ※災害情報のメール配信サービスあり

(<http://www.bosaimie.jp>)

10 ライフライン停止への対応

・チェック項目

水道やガスが停止した場合の対策を講じている。

【対応のポイント】

- 飲料水は、1人1日3リットルを目安に入所者及び職員分を最低3日分以上を備蓄しておく必要があります。
- さらに、近隣の井戸の存在を把握し、災害時に協力が得られるよう体制を確保することも必要です。
- 燃料を確保するため、近隣の石油販売店を把握しておくことが必要です。

・チェック項目

電気が停止した場合に備え、自家発電装置を設置している

【対応のポイント】

- 電気の確保は、「在宅酸素」や「喀痰吸引」などを必要とする入所者の生命に直接影響があることから、自家発電装置の積極的な設置が求められます。
- また、自家発電装置の操作方法等について、防災訓練等を機会を通じ職員が体験し、必要となった際には、円滑に操作できるようにしておくことも必要です。
- さらに、電源の代替手段として、非常用発電機などを用意しておくことも必要です。

11 生活物資等の確保

・チェック項目

<input type="checkbox"/>	食料等は、入所者と職員を含め3日分以上備蓄している。
--------------------------	----------------------------

【対応のポイント】

- 災害が発生した場合は、交通が麻痺し施設運営に必要な物資の供給が受けられない事態となることが想定されます。
- 定期的に食料や飲料水など、施設内の備蓄のリストを作成し、常に必要量が保管されているか確認する必要があります。
- 備蓄に際しては、1か所に物資を保管するのではなく、数か所に分散して保管することや浸水が想定される施設については建物の2階以上等、浸水被害の恐れのない場所に保管することが必要です。

12 関係機関との連携

・チェック項目

<input type="checkbox"/>	市町や消防機関、警察署等との連携を図っている。
--------------------------	-------------------------

【対応のポイント】

- 災害に関する情報が施設に確実に伝わるよう、また、救助活動等に関する協力体制を確立することが必要ですので、日頃からの関係づくりが重要です。

13 地域との連携

・チェック項目

<input type="checkbox"/>	日頃から自治会や地域住民と交流をもって、連携を図っている。
--------------------------	-------------------------------

【対応のポイント】

- 災害時には、施設が被災するとともに、多くの職員も被災する可能性があります。こうした状況の中で、入所者の安全確保と生活できる環境を確保するためには、いかに迅速に物的・人的な体制を確保できるかが重要なポイントになります。
- 避難時等に地域住民の協力も必要となることから、施設が立地する周辺地域住民等とは、地域の防災訓練に参加するなど、日頃から連携を図っておく必要があります。
- さらに、施設も地域の一員であることから、地域に対しどのような支援ができるか検討しておくことも必要です。

14 他施設との連携

・チェック項目

日頃から他の類似施設との連携を図っている。

【対応のポイント】

- 災害時には、施設で必要となる物資や介護職員等が不足することが想定されることから、他施設から支援が得られるよう、日頃から他施設との関係づくりに努めることが必要です。
- この関係を明確なものとするために、入所者の受け入れや職員派遣等の「災害時相互支援協定」を結ぶなど、協力関係を確保することが必要です。

15 防災計画等

・チェック項目

防災計画を定期的に見直している。

【対応のポイント】

- 避難訓練の実施等により明らかになった事項等について、これに対応できるよう防災計画の見直しをおこなうことが重要です。

・チェック項目

防災教育が徹底されており、職員等の防災意識が高い。

【対応のポイント】

- 災害による被害を最小限に止めるためには、職員や利用者が日頃から防災意識を強く持つことが重要です。



ホーム

防災みえ.jp

みえの天気・観測情報

警報・注意報 時刻情報 警報 注意報

© 2016年10月07日 10時21分
津地方気象台発表

中部	現在、情報はありません。
北部	現在、情報はありません。
伊賀	現在、情報はありません。
伊勢志摩	現在、情報はありません。
波浪	
紀勢・東紀州	現在、情報はありません。

市町ごとの情報はこちら

3時間後の天気

© 2016年10月07日 12時~15時の天気

津市	晴れ	気温/湿度 23℃/64%	降水量 0mm	風 東南東 6m
四日市市	晴れ	気温/湿度 23℃/62%	降水量 0mm	風 南南東 3m
伊賀市	晴れ	気温/湿度 25℃/64%	降水量 0mm	風 東南東 4m
伊勢市	晴れ	気温/湿度 24℃/68%	降水量 0mm	風 南東 3m
尾鷲市	曇	気温/湿度 23℃/72%	降水量 0mm	風 東 5m

詳しいお天気情報へ

防災・危機管理ニュース

2015年04月09日 19時00分

【防災対策部】防災みえ.jpメール配信サービスにご登録ください。注意報、警報、台風、地震、河川水位、大気汚染情報（PM2.5等の情報）など、ご希望の情報を配信します。
a@bosaimie.jp へ空メール送信！

防災・危機管理ニュース一覧

防災対策部からのお知らせ（イベント、募集、報道資料、職員日記など）はこちら

緊急時お役立ち情報

災害情報	被害情報	避難情報（一覧）	リンク
気象情報	お天気	警報・注意報	台風
	気象画像	雨量	水位
	波と潮位	雷	土砂災害警戒情報
	三重県土砂災害情報提供システム		
メール配信	メール配信		
地震・津波情報	東海地震	地震情報	津波情報
			防災知識
交通・道路情報	鉄道・バス情報	船舶・航空情報	道路情報
ライフライン情報	電気情報	ガス情報	水道情報
			電話通信情報
災害拠点情報	災害拠点病院一覧	災害時支援施設等	
支援制度	被災者に対する支援制度		

くらしの防災

- きっぷページ
- 防災ガイドブック
- 避難所・防災マップ
- 日ごろの心構え
- 119番のかけ方
- 消火器の使い方
- 地震に備えて
- 東海地震の情報
- 津波に備えて
- 土砂災害に備えて
- 洪水災害に備えて

地域の防災

- 地域のポータルサイト
- 医療機関の紹介
- 防災ボランティア
- 消防本部
- 消防団

みえの防災

- 各種防災関連報告書
- みえの防災行政
- みえの危機管理
- みえの国民保護
- 防災コラム
- おたのしみ
- 三重県
- mie click maps

ハザードマップ（災害予測図）一覧
サイト内検索:

ここでは、三重県が提供するハザードマップが一覧でご覧いただけます。

名称	管理所属	概要
河川の浸水想定区域図	河川課	河川整備の目標とする降雨により、堤防が決壊した場合のシミュレーションを行い、浸水が想定される区域と深さを求め、それを図化したものが浸水想定区域図です。この図を基に市町は災害時の対応や避難場所の位置等の情報を具体的に記載した洪水ハザードマップを作成しています。洪水ハザードマップについては各市町のホームページ等でご確認ください。
土砂災害警戒区域図	流域管理課	土砂災害が想定される土地を土砂災害警戒区域、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生ずるおそれのある土地を土砂災害特別警戒区域として指定します。
土砂災害危険箇所図 (「土砂災害情報提供システム」に掲載)	防災砂防課	土砂災害危険箇所は、過去の土砂災害の実績等から調査方法を定め、土砂災害の発生及び被害の危険性がある場所として設定したもので、以下の種類があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・土石流危険渓流 土石流発生の危険性があり、人家に被害を及ぼす恐れのある渓流 ・地すべり危険箇所 地すべりが発生しているまたは地すべりが発生する危険性がある箇所のうち、河川、道路、公共施設、人家等に被害を与える恐れのある箇所 ・急傾斜地崩壊危険箇所 傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で、人家に被害を及ぼす恐れのある箇所 左のリンクから「土砂災害情報提供システム」にアクセスいただき、画面左の「レイヤー情報選択」で「土石流危険渓流」「土石流氾濫域」「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」を選択してください。
震度予測分布図	防災企画・地域支援課	平成25年度三重県地震被害想定調査において、次の5つの想定地震を対象として作成した、地域別の震度予測分布図です。 1. 過去最大クラスの南海トラフ地 2. 理論上最大クラスの南海トラフ地震 3. 陸域の活断層を震源とする地震 (1) 養老-桑名-四日市断層帯 (2) 布引山地東縁断層帯(東部) (3) 頓宮断層
液状化危険度予測分布図	防災企画・地域支援課	平成25年度三重県地震被害想定調査において、次の5つの想定地震を対象として作成した、地域別の液状化危険度予測図です。 1. 過去最大クラスの南海トラフ地 2. 理論上最大クラスの南海トラフ地震 3. 陸域の活断層を震源とする地震 (1) 養老-桑名-四日市断層帯 (2) 布引山地東縁断層帯(東部) (3) 頓宮断層
津波浸水予測図(平成23年度版)	防災企画・地域支援課	東日本大震災を受け、平成24年3月に三重県が公表した浸水予測図です。東北地方太平洋沖地震と同等の規模の地震を想定しています。浸水予測図は、堤防等の防潮施設が「ある」、「なし」の2つの条件で、それぞれ公表しています。

津波浸水予測図（平成25年度版） ※津波防災地域づくりに関する法律対応済	防災企画・地域支援課	国の中央防災会議が平成24年8月に公表した南海トラフ地震の津波断層モデルを用いて三重県が想定した浸水予測図です。平成23年度版と異なり、堤防の沈降等を考慮した、一つの条件のみで浸水想定を行っています。浸水予測図は、目的別に2種類を公表しています。
県内市町の避難所情報、防災マップ	各県内市町	三重県及び県内市町のホームページで、避難所情報、防災マップ等を掲載しています。 リンク先をご確認いただき、いざという時のために、日頃からお近くの避難所・避難経路等について、ご家族で話し合ってください。

ハザードマップを掲載しているシステム

次のシステムでは、ハザードマップを掲載し提供しています。

名称	管理所属	概要
土砂災害情報提供システム	防災砂防課	土砂災害に関する警戒情報と危険箇所情報を提供しています。
M-GIS	IT推進課	想定震度・液状化危険度・詳細な津波予測を知る（マグニチュード8.7の場合）が入手できます。 入手方法は こちら (PDF)をご覧ください。

本ページに関する問い合わせ先

三重県 防災対策部 防災企画・地域支援課 防災企画班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁5階）

電話番号：059-224-2184 ファクス番号：059-224-2199 メールアドレス：bosai@pref.mie.jp

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.

事 務 連 絡

平成28年10月3日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

要配慮者利用施設への説明会の実施に関する協力について

平成28年8月31日に、台風第10号により小本川で広範囲の浸水が生じ、岩手県岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害が発生しました。

このような要配慮者利用施設において水害・土砂災害時に適切な避難行動がとられるよう施設管理者に理解を深めていただくため、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室長から「要配慮者利用施設への説明会の実施について」（平成28年10月3日事務連絡）が発出され、今後、国土交通省・各自治体において、全国の施設管理者に対する説明会が開催される予定ですので、開催に際して、9月9日に発出しました「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」等を活用していただき、当該通知でとりまとめた特に留意すべき事項について説明していただく等、都道府県水防・砂防担当部局や市町村民生主管部局への必要なお協力を賜りますようお願いいたします。

事 務 連 絡

平成28年10月3日

都道府県水防担当部長 殿

都道府県砂防担当部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室長

砂防部砂防計画課地震・火山砂防室長

要配慮者利用施設への説明会の実施について

今般の台風第10号による豪雨により、岩手県の小本川が氾濫し、岩泉町の高齢者施設において多数の利用者が亡くなるという被害が発生しました。

このため、国土交通省では、このような要配慮者利用施設において水害・土砂災害に対して適切な避難行動がとられるよう、厚生労働省及び各自治体と連携し、全国の要配慮者利用施設の管理者に対して、河川・砂防情報等に関する理解を深めていただくための説明会を開催することといたしました。

については、開催にあたり必要な手続きについてご協力を賜りますようお願いいたします。手続きの詳細については、地方整備局からご連絡させていただきます。

なお、別途、厚生労働省から都道府県民生主管部局へ協力依頼が発出されることを申し添えます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 特定接種の登録申請をお願いします

1. 特定接種とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員等に対して臨時に行う予防接種のことです。なお、特定接種の対象となるためには、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

2. 登録対象となる事業者は

今回登録を開始するのは、下記の事業です。

サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所

介護分野について、具体的な対象サービスは以下のとおりです。

要介護3以上の利用者であってサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがある入所施設又は訪問事業所

対象サービス	システム入力上の分類 (事業の種類の詳細①)
介護老人福祉施設	介護保険施設
介護老人保健施設	
訪問介護	指定居宅サービス事業
訪問入浴介護	
特定施設入居者生活介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	指定地域密着型サービス事業
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設	老人福祉施設
養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護を除く）	有料老人ホーム

※登録申請事業者は、業務継続計画を作成していることが要件となります。

※登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時において、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課されています。

※なお、実際の特定接種の対象・接種総数・接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定されます。そのため、厚生労働大臣の登録を受けた場合においても、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではありませんので、ご承知おきください。

※現在要介護3以上の利用者がいない事業所であっても、新型インフルエンザ等が発生した時点で要介護3以上の利用者があることが想定される事業所は対象となります。

3. 接種の対象者は

接種の対象となりえるのは、下記の業務に従事している方です。事業所ごとの接種対象者数として、対象業務の従業者数を登録申請書にて申請ください。

介護職員、保健師、看護師、准看護師若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務

4. 登録方法は

特定接種の登録を希望する事業者は、特定接種管理システム上で登録申請書に必要な事項の入力をお願いします。

<特定接種管理システム>

<https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp>

<登録スケジュール>

○申請受付開始 平成28年10月14日（金）

○申請受付締切 平成29年1月5日（木）

【問い合わせ先】三重県健康福祉部長寿介護課 電話059-224-2235